

令和2年度

財政健全化審査意見書

久喜市監査委員



久監査第256号  
令和3年8月6日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地雅之  
久喜市監査委員 斉藤広子

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙

令和2年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.75
② 連結実質赤字比率	—	—	16.75
③ 実質公債費比率	5.7	6.1	25.0
④ 将来負担比率	5.5	1.2	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の11.75%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の16.75%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は5.7%となっており、前年度より0.4ポイントの減となった。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は5.5%となっており、前年度より4.3ポイントの増となった。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。